

# 規約・規程

2019年4月11日



武蔵野市民芸術文化協会

# 武蔵野市民芸術文化協会 規約

## 第1章 総則

〈名称〉

第1条 本協会は武蔵野市民芸術文化協会と称する

〈事務所〉

第2条 本協会は 事務所を武蔵野市教育委員会内に置く

## 第2章 目的及び事業

〈目的〉

第3条 本協会は 武蔵野市民の芸術文化を振興し 市民文化団体の向上発展と相互の連絡協調を図ることを目的とする

〈事業〉

第4条 本協会は 次の事業を行う

- (1)加入団体の活動に対する協力
- (2)加入団体相互の連絡の円滑化
- (3)芸術文化事業（自主事業）の実施
- (4)武蔵野市の主催する事業への協力
- (5)武蔵野市民に対する芸術文化の普及
- (6)その他目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

〈組織〉

第5条 本協会の目的に賛同し 武蔵野市内で活動する芸術文化団体により組織する

〈加入〉

第6条 本協会に加入希望する団体は 別に定める入会規定により 常任理事会の承認を受けるものとする

〈部門・分野〉

第7条 本協会は 組織の強化と運営を円滑にするため 別表1にしめす9部門を設け さらに分野別に区分する

〈運営〉

第8条 本協会では加入団体相互の連絡を密にし 運営を円滑化するために次の6局を設ける

総務局	加入団体の事業内容 活動計画 協会の行う事業計画の把握
企画局	事業の企画・実行 加入団体の事業に対する協力
渉外局	対外交渉 管外研修
広報局	協会のPR 事業のPR 機関誌の発行
会計局	予算案の作成 予算の執行 決算 会費の徴収及び出納事務
事務局	会議の記録 名簿の作成 備品の管理 一般事務

## 第4章 理事

### 〈理事の選出〉

- 第9条 本協会は 各分野から2名の理事を選出する  
ただし 1分野1団体のときは その構成員の数にかかわらず、分野の理事は1名とする  
原則として理事は、団体の代表者から選出する

### 〈理事の職務〉

- 第10条 理事は次の職務を行う  
(1)理事会を通じてそれぞれの分野の意向を 本協会の運営に反映させる  
(2)運営状況を所属分野に伝達する

### 〈役員〉

- 第11条 ①本協会は次の役員を置く
- |                     |    |
|---------------------|----|
| 会長                  | 1名 |
| 副会長                 | 4名 |
| (総務・企画・渉外・広報 各局長1名) |    |
| 会計局長                | 1名 |
| 事務局長                | 1名 |
- ②会長が何らかの理由で 職務遂行が出来なくなった場合は 副会長1名が職務代行する  
③役員に何らかの理由で欠員が生じた場合は 新たに選出し常任理事会の承認を得て決定する 任期は先任者の残期とする  
④役員に何らかの不都合が起きた場合は 常任理事会の承認を得て解任できる

### 〈会計監事〉

- 第12条 本協会は会計監事2名を理事の中から選出する

### 〈部門代表理事(常任理事)〉

- 第13条 9部門それぞれから選出された代表を部門代表理事といい次の職務を行う  
①担当部門を掌握する  
②諸会議を通じて部門内の意向を 本協会の運営に反映させるよう努める  
③部門別理事会を開催する

### 〈役員及び会計監事の選出〉

- 第14条 役員及び会計監事の選出は 常任理事会が理事経験者の中から推薦し選挙により選出し 総会の承認によって決定する  
〈付則〉この規定は平成31年4月11日より施行する。

### 〈部門代表理事の選出〉

- 第15条 ①部門代表理事は部門別理事会で選出する  
②部門代表理事は役員を兼任することも出来る  
③同一分野から部門代表理事と 役員を同時に選出することも出来る

### 〈局活動〉

- 第16条 役員・会計監事及び部門代表理事以外の理事は局活動(第8条)に参加する

## 第5章 会議

### 〈総会〉

- 第17条 1) 本協会は定期総会を年1回開催する 又 必要に応じて臨時総会を開催する事も出来る
- 2) 総会は総加入団体の過半数の代表出席により成立する
- 3) 総会では次の事項を承認・決定する
- ①事業経過報告の承認
  - ②決算報告及び会計監査報告の承認
  - ③事業計画案の審議・決定
  - ④予算案の審議・決定
  - ⑤役員・会計監事の承認
  - ⑥規約・規程の改廃
  - ⑦その他 本協会目的達成に関する必要事項の決定

### 〈理事会〉

- 第18条 理事会は会長が必要と認めた場合に召集し 次のことを行う
- 1)部門・分野間の連絡調整・情報交換
  - 2) その他

### 〈部門別理事会〉

- 第19条 部門別理事会は部門代表理事が 必要と認めた場合に召集し 次のことを行う
- 1)部門代表理事1名の改選
  - 2)部門内の連絡調整・情報交換
  - 3)その他

### 〈常任理事会〉

- 第20条 ①常任理事会は役員7名と 各部門代表理事9名の計16名をもって構成し 過半数の出席をもって成立する
- ②常任理事会は 会長が必要と認めた場合招集する
- ③常任理事会は 総会に告ぐ議決機関であり 次のことを審議する
- i、実施計画の承認
  - ii、部門からの要望・提言への対応
  - iii、加入希望団体の加入の可否及び所属分野の決定
  - iv、分野の増減の決定
  - v、その他

### 〈役員会〉

- 第21条 1) 役員会は会長が召集し定期的に行う また 役員1名の発議により必要と認められた場合は 会長が召集し行う
- 2) 役員会では次のことを行う
- ①実施計画(案)の作成
  - ②各局活動に関する連絡調整
  - ③諸会議に関する準備
  - ④その他

(任期)

第22条 役員・会計監事・理事の任期は4年—3期までとする  
〈付則〉この規定は平成31年4月11日より施行する。

〈運営協議会〉

第23条 本協会役員と武蔵野市当局とにより 定期的に協議を行う

## 第6章 会 計

〈会費〉

第24条 本協会は別に定める会費規定に基づき会費を徴収する

〈会計年度〉

第25条 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする

## 第7章 規約の改廃など

〈規約の改廃〉

第26条 規約の改廃は総加入団体の 3分の2以上の同意をもって成立する

〈規程の改廃〉

第27条 規程の制定改廃は 総会出席者の過半数の同意を持って成立する

〈細則の制定〉

第28条 この規約・規程について 必要な事項及び細則は常任理事会の承認を経て  
定めることが出来る

〈職員〉

第29条 本協会は職員をおくことが出来る

〈付則〉

本規約は平成20年11月4日より施行する

別表 1 参加団体分類

部 門	分 野
第 1 部 門	① 茶 道 ② 華 道 ③ 書 道
第 2 部 門	① 朗 読 ② 語 り 部 ③ か る た
第 3 部 門	① 日 舞 ② 邦 楽 ③ む さ し の ば や し
第 4 部 門	① 謡 曲 ② 吟 詠 ③ 和 太 鼓
第 5 部 門	① 器 楽 ② 女 声 合 唱 ③ 混 声 合 唱 ④ 市 民 合 唱 団 ⑤ 市 民 交 響 楽 団
第 6 部 門	① 染 織 工 芸 ② フ ラ ワ ー ア レ ン ジ メ ン ト ③ 手 芸 ④ ラ グ フ ッ キ ン グ ⑤ ロ ウ の 花
第 7 部 門	① 現 代 邦 舞 ② 現 代 邦 楽 ③ 落 語 ④ 民 謡 ⑤ 津 軽 三 味 線
第 8 部 門	① 洋 舞 ② 演 劇 ③ マ ジ ッ ク ④ 大 正 琴
第 9 部 門	① 映 像 ② 写 真 ③ 絵 画 ④ 一 行 詩 ⑤ ボ イ ス ト レ ー ニ ン グ ⑥ 音 楽 ユ ニ ッ ト

## 入 会 規 程

〈適用〉

第1条 本協会は規約第6条に基づいて 本協会に加入を希望するものの加入手続き・資格審査及び加入成立に関することを規程する

〈加入手続き〉

第2条 本協会に加入を希望するものは 次の書類の提出を行うものとする

①加入申込書

②活動計画書

③規約

第3条 加入可否は規約第6条に基づいて 常任理事会の承認を受けるものとする

第4条 加入審査は次の基準を適用する

①5名以上の団体で過半数者が市内在住・在勤・在学者をもって組織されたもの

②政治関連団体・宗教関連団体・営利を目的とする団体などは加入できない

〈退会〉

第5条 本協会を退会しようとする団体は 会長にその旨書面を持って申し出なければならない

第6条 すでに納入された入会金・分担金は返却しない

第7条 書面による退会申し出の手続きが行われるまでは 分担金納入義務を負うものとする

第8条 本協会の体面を著しく損なったもの また所属団体（会、連盟、所管）より除名処分を受けたるものは本協会会員の資格を失う また一度除名された者は理事になることはできない

〈付則〉 この規定は平成31年4月11日より施行する。

## 会 費 規 程

第1条 本協会は1団体一律6,000円を年会費として納入する

第2条 会費は全額前納とし 一旦納入した会費は返却しない

第3条 入会金は5,000円とする

第4条 年度途中に加入する団体は 加入時に1ヵ年分の会費と入会金を納入する

第5条 会費納入に関する事務は 各分野担当理事が行う

（年会費納入は4月1日～30日 納入の無い団体は退会とみなす）

第6条 芸文講座から入会の団体は 講座終了年度に限り入会金を免除する

## 慶 弔 規 程

- 第1条 この規程は 本協会の慶弔の意を表する対象の範囲及び その額など必要事項を定めるものとする
- 第2条 第1条の対象者は 役員会において必要と認めたものとする
- 第3条 対象者に対する 慶弔金および見舞金は下記による
- ①祝 金 芸文協として出席を要する諸行事  
¥5,000～¥10,000
  - ②弔慰金 死去した場合  
花輪一基またはこれに相当する額
  - ③見舞金 疾病または事故により1ヶ月以上の入院を必要とする  
場合 ¥5,000

## 特 別 規 程

- 第1条 本協会に賛助会員を置く
- ①賛助会員は本協会の 目的に賛同する個人及び団体とする
  - ②賛助会員は年会費として 個人5,000円 団体10,000円の  
納入をもって会員とする

## 支 援 規 程

- 第1条 本協会は会員の行う 自主事業に対して次の支援措置を行う
- ①後援名義使用
  - ②事業のPRに関する協力
  - ③年1回に限る
- 第2条 支援を受けようとする団体 または連盟は文書にて申請し 役員会の承認を得るものとする

〈付則〉 この規約は平成20年11月4日より施行する